

第 3 部

基本計画

【分野 1】

生活環境

《第1節》生活環境整備計画

- 1 住環境
- 2 衛生環境整備
- 3 ごみ処理
- 4 葬斎場・墓地
- 5 公衆浴場
- 6 地球温暖化対策

《第2節》消防・救急・防災・生活安全計画

- 1 消防・救急
- 2 防災
- 3 生活安全

第3部 基本計画

第1節

生活環境整備計画

1 住環境

《現況と課題》

課題であった住宅不足については、人口減少による入居希望者が減少していることや、民間賃貸住宅建設への補助を行うなどにより解消されてきています。

公営住宅においては耐用年限を超えた棟が多くなったことから、既存公営住宅の改修や建替事業により適正な管理戸数となるよう住宅環境の改善に努めてきました。若草団地整備では、入居者の除雪の負担を抑え、ユニバーサルデザインの考えで誰もが安全安心に住み続けられる住まいづくりを基本に、利便性の高いまちなかへの移転建替（大通団地）と併せて進めてきました。

民間住宅に対しては住宅・建築物の耐震性の向上を推進してきています。

今後は、和寒町住生活基本計画や和寒町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な老朽住宅の建替と長寿命化を図りながら、公営住宅を必要とする若年層や家族世帯への対応、さらに高齢者福祉施策と連動した整備を進めます。

町内の空き家や空き地については、ホームページなどで情報公開することにより、移住希望者への情報提供と、空き家や空き地の解消の支援を行ってきました。

市街地の公園については、やすらぎ憩いの場としての役割を担っていることから、町民が快適に利用できるよう、清掃をはじめ遊具等の点検など公園維持管理と整備に努めます。

「きれいなまちづくり」は、地域住民の日常的な清掃活動と各団体のゴミ拾いや花飾りなどボランティア活動に支えられています。「きれいなまち」を続けるために町民との協働による環境美化活動を継続していく必要があります。



ユニバーサルデザインを取り入れた公営住宅

公園の状況

名称	規模 (㎡)
もみじ団地幼児公園	466
中央公園	916
若草公園	4,732
ひまわり団地児童遊園	1,680
しらかば団地幼児公園	297

公営住宅管理戸数の推移

団地名	ひまわり	若草	あかしや	もみじ	しらかば	西町	日ノ出	朝日	東丘	ジュネス	特公賃	大通	合計
平成22年度（2010年度）	72	124	46	46	16	16	12	8	20	52	8	0	420
令和元年度（2019年度）	72	118	46	46	16	16	12	4	8	52	8	8	406
増減	0	△ 6	0	0	0	0	0	△ 4	△ 12	0	0	8	△ 14

単位：戸

《主要な施策》

- (1) 公営住宅整備の推進
- (2) 住宅整備への支援
- (3) 定住に向けた住宅確保への支援
- (4) 公園の整備と維持管理
- (5) 環境美化の推進

《施策の内容》

(1) 公営住宅整備の推進

和寒町住生活基本計画及び和寒町公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の整備と維持管理経費の縮減を図ります。

(2) 住宅整備への支援

① 住宅整備への支援

町民の生命と財産を地震から未然に防ぐための耐震改修などの支援を進めるとともに、老朽化により景観保全や安全面に支障のある空き住宅対策の検討を進めます。

② 福祉対応型住宅への支援

介護が必要となっても住み慣れた住宅で安心して生活することができるよう、介護保険法や補助事業による住宅改修への支援を行います。

(3) 定住に向けた住宅確保への支援

町内の空き家や空き地については、ホームページなどで情報公開し、移住希望者への住宅確保の情報提供と、空き家や空き地の解消に向けた支援を行います。

(4) 公園の整備と維持管理

町民が安心して利用できるよう、地域と連携しながら整備と維持管理に努めます。

(5) 環境美化の推進

「きれいなまちづくり」をめざし、町民と行政が協力した環境美化を推進します。



中央公園

2 衛生環境整備

《現況と課題》

和寒町公共下水道事業の水洗化率は平成27年（2015年）には97%となりました。下水道は衛生的で快適な生活を送るうえで欠かすことの出来ない施設であり、適正な施設の維持管理によって剣淵川公共水域の水質保全の面でも重要な役割を果たしています。

下水道施設については、平成元年（1989年）に供用開始してから30年以上が経過していることから、機能診断に基づく計画的な改修を行ってきており、今後も予防保全に努め長寿命化対策を進めていく必要があります。

下水道処理区域外の住宅等の合併処理浄化槽については、設置者が加入する浄化槽管理組合による適正な維持管理が行われており、生活雑排水での公共水域の水質汚染が防止され、生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られています。

今後も、老朽化した施設や設備の更新など、し尿処理の適正化に努め、快適な衛生環境の充実に努める必要があります。



下水終末処理場

《主要な施策》

- (1) 下水道施設の整備
- (2) 浄化槽の適正管理に対する支援
- (3) し尿処理の適正化

《施策の内容》

(1) 下水道施設の整備

下水道施設の機能診断を実施し、施設、設備の計画的な更新を行います。

(2) 浄化槽の適正管理に対する支援

浄化槽管理組合が推進する、浄化槽の適正な維持管理と水質保全事業などへの支援を継続します。

(3) し尿処理の適正化

広域でのし尿汚泥の適正処理による公共水域の水質汚染を防止し公衆衛生の向上を図ります。

3 ごみ処理

《現況と課題》

これまでも安全で衛生的なごみ処理を行ってきていますが、多様化する生活環境のなか、環境保全を前提とした、3R（リデュース、リユース、リサイクル）行動による環境への負荷を少なくする「循環型社会」の形成や、食品廃棄物の減量化（食品ロス削減）などの取り組みが必要となっています。

平成14年（2002年）に現在の分別方式に変更し、埋立て処分を行っていますが、令和7年（2025年）には処分場が満杯となることから、新処分場の建設または処理方法の転換が必要となっています。

さらに廃棄物最終埋立処分場やリサイクルセンター、2町共同の広域生ごみ処理施設の適切な施設運営に努め、延命化と収集体制の充実を図るとともに、ごみの減量化を一層推進するため有料化の導入や環境整備が必要です。

ごみ処理の状況

単位：トン

年度	ごみ処理量	埋立処理	生ごみ	リサイクル	他施設での処理
平成22年度（2010年度）	1,180	664	175	293	48
平成23年度（2011年度）	1,061	572	164	272	53
平成24年度（2012年度）	1,103	588	168	297	50
平成25年度（2013年度）	1,092	563	167	301	61
平成26年度（2014年度）	1,076	581	168	276	51
平成27年度（2015年度）	1,107	625	154	277	51
平成28年度（2016年度）	1,040	583	146	256	55
平成29年度（2017年度）	1,170	654	182	273	61
平成30年度（2018年度）	1,170	670	153	280	67
令和元年度（2019年度）	1,153	633	145	299	76



東和広域生ごみ処理場

《主要な施策》

- (1) 新たな処理方法への転換と有料化
- (2) ごみの減量・資源リサイクルの促進

《施策の内容》

- (1) 新たな処理方法への転換と有料化

処分場の建設には多額の費用を要することから、町外の焼却処分場へ搬入する方向で協議を進め、必要な施設の整備を行うなど、令和4年度（2022年度）からの実施をめざします。

また、有料化を導入することでごみ分別の意識向上と減量化を図ります。

- (2) ごみの減量・資源リサイクルの促進

①ごみ適正処理の啓発

ごみ分別区分の変更による、排出方法の周知とマナーの向上を図り、不適正な排出の防止に努めるとともに不法投棄についても対策を強化します。

②資源リサイクルの促進

資源ごみの分別排出の徹底と資源回収の推進により資源リサイクルを促進し、限りある資源の有効活用を図ります。

第3部 基本計画

4 葬斎場・墓地

《現況と課題》

昭和62年（1987年）に建設した葬斎場については、これまで壁面や火葬炉などの修繕を行ってきており、今後も計画的な設備の更新を行う必要があります。

4ヶ所の墓地については、これまで墓地内道路の舗装などを行ってきており、今後も適切な環境整備が必要です。

和寒町墓地

名 称	所 在 地
松岡墓地	和寒町字松岡194番地
中和墓地	和寒町字中和659番地
西和墓地	和寒町字西和106番地
東和墓地	和寒町字東和243番地



和寒町葬斎場

《主要な施策》

（1）葬斎場・墓地環境の整備推進

《施策の内容》

（1）葬斎場・墓地環境の整備推進

環境に配慮した葬斎場・墓地内の適正な管理運営を行い、良好な環境の確保に努めます。

第3部 基本計画

5 公衆浴場

《現況と課題》

保養センターは昭和55年（1980年）に建設し、これまで多くの町民に入浴の機会を提供することで、保健衛生水準の維持向上に役立ってきましたが、公営住宅や各家庭に浴室が整備されたことなどから、利用者は大きく減少しました。

建設当初より地下水を使用していましたが、水位の低下と鉄分等の検出が多くなったことから、平成22年（2010年）に水道水へ切り替え、平成23年（2011年）に老朽化の進んだボイラーの更新など設備の改善を行い、「変わり湯」など趣向を凝らしながら利用増に努めています。

今後は、町民の保健衛生・健康保持の役割を担うことができるよう保養センター機能のあり方を検討し、適正な維持管理を行っていく必要があります。



保養センター

保養センター利用状況

年度	入浴者数（人）			
	大人	中人	小人	計
平成22年度（2010年度）	2,342	25	6	2,373
平成23年度（2011年度）	2,464	80	6	2,550
平成24年度（2012年度）	4,057	124	16	4,197
平成25年度（2013年度）	3,932	57	38	4,027
平成26年度（2014年度）	3,347	46	12	3,405
平成27年度（2015年度）	3,833	96	24	3,953
平成28年度（2016年度）	3,970	82	25	4,077
平成29年度（2017年度）	4,081	75	34	4,190
平成30年度（2018年度）	4,010	83	25	4,118
令和元年度（2019年度）	4,173	65	27	4,265

《主要な施策》

（1）公衆浴場施設整備の推進

《施策の内容》

（1）公衆浴場施設整備の推進

利用者が快適な環境で利用でき、保健衛生・健康保持の役割を担うことができるよう維持管理を行います。

6 地球温暖化対策

《現況と課題》

生活環境の向上や経済活動の拡大によるエネルギー需要の増大は、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせています。

本町では、環境問題の情報提供や啓発の他、「和寒町地球温暖化対策実行計画」を策定し、防犯灯や道路照明などは消費電力の少ないLEDライトへの交換と一部の公共施設には太陽光発電や木質バイオマス燃料等の地球にやさしい自然エネルギーを導入するなど、公共施設の温室効果ガス排出抑制と化石燃料等の使用量削減に努めてきました。

今後も、環境にやさしいエネルギーの積極的な導入を行うなど、環境問題への取り組みを進めることが重要です。



LED ライトへの取替えを進めた防犯灯

《主要な施策》

(1) 地球温暖化対策の推進

《施策の内容》

(1) 地球温暖化対策の推進

①地球温暖化対策の取り組み

公共施設の照明を消費電力の少ないLEDライトに交換するなど、地球温暖化や温室効果ガス排出を抑制する省エネルギーの導入や啓発などの取り組みを行います。

②環境にやさしいクリーンなエネルギーの利活用

現在導入の太陽光発電や地中熱などの利用、その他自然エネルギーの利用を検討し、環境にやさしい取り組みを進めます。

第3部 基本計画

第2節 消防・救急・防災・生活安全計画

1 消防・救急

《現況と課題》

消防業務では近年の異常気象による集中豪雨や地震等の自然災害に対処するため、消防体制の強化が必要となっています。

救急業務では、救急搬送時間の短縮による救命率の向上や、ドクターヘリでの搬送など救急医療体制の強化が図られています。

住民を対象とした救命講習を継続するなど救命率を上げる取り組みや、町立病院の医療体制変更に伴う消防事務組合管内の救急告示医療機関が減少することへの対応なども必要になります。

平成26年（2014年）3月に消防救急デジタル無線と消防指令台（高機能消防指令センター）が連携することにより通信連絡体制の充実が図られましたが、今後においては年数が経過した消防車や資機材など消防施設の更新や整備が必要となります。

消防団員については、人口減少に伴い若手団員補充が困難となってきており、消防団体制の維持が課題となっています。



消防団訓練

火災・救急の状況

	火 災		救 急		救 助
	発生件数	損害額	出動件数	搬送人員	出動件数
平成22年度（2010年度）	3件	6,497千円	162件	170人	0件
平成23年度（2011年度）	4件	8,035千円	156件	154人	2件
平成24年度（2012年度）	8件	12,215千円	150件	150人	4件
平成25年度（2013年度）	2件	121千円	168件	167人	3件
平成26年度（2014年度）	4件	130千円	154件	148人	4件
平成27年度（2015年度）	3件	500千円	164件	166人	1件
平成28年度（2016年度）	1件	0円	165件	161人	5件
平成29年度（2017年度）	5件	12,674千円	178件	177人	5件
平成30年度（2018年度）	5件	1,231千円	188件	189人	3件
令和元年度（2019年度）	3件	317千円	164件	161人	1件

《主要な施策》

(1) 消防、救急体制の充実

《施策の内容》

(1) 消防、救急体制の充実

① 消防体制の整備

消防施設等の計画的な更新整備を図ります。また、若手消防団員の確保育成に努め、退団者には機能別消防団員※への入団を促進し、職員と団員が協力し災害に対応するための教育や各種訓練を実施するなど、消防体制の維持に努めます。

職員構成では、年代の偏りによる業務遂行の支障が生じないように、職員採用に配慮していきます。

② 救急業務体制の充実

救急隊員への継続した研修教育を実施し、知識資質の向上に努めます。また、住民には救命講習などを行い応急手当の必要性や知識技術や、正しい救急車の利用方法などの普及啓発に努めます。

また、救急体制に係る消防事務組合との円滑な応援体制や、医療機関との連携を図っていきます。

※機能別消防団員：元消防職員・団員を対象に、災害発生時に支援活動を行う隊員で、主な活動としては、基本団員の補佐・車両の運行・交通整理・被災者のケア等の後方支援に従事します。



消防車

2 防災

《現況と課題》

全国各地で局地的な豪雨や大地震による長期的な避難生活を余儀なくされるといった大きな被害が発生しており、本町においても集中的な豪雨による水害や、北海道胆振東部地震によるブラックアウトでの長時間の停電を経験してきました。

町は、全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備や戸別受信機（防災情報ラジオ）が全町的に設置されるよう推進するなど、地震や洪水などへの対応に備えました。全国的に自然災害が増加している状況を踏まえ、河川や排水路の改修整備を行ってきました。また、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう防災計画の見直しと、避難体制については、感染症等に留意した避難所の開設が求められています。

いつでもどこでも起こりうる災害に備えるためには、町民自ら避難時の持ち出し品の備えと、地域でみんなが避難するための支援体制を自治会においても考えておくことが求められています。そして国や道と町が情報共有し広域の応援体制を強化していくことが重要です。



大雨発生時における防災対策本部

主な災害発生と被害状況

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況
平成25年 8月 (2013年)	大雨	中和・南丘・塩狩	農業被害（農作物） 畑15.58ha 住宅被害1件 床上浸水 道路被害7件 路面浸食・冠水・法面崩落 河川被害5件 護岸崩落
平成26年 8月 (2014年)	大雨	川西・大成	農業被害（農作物） 畑110.11ha 農業用施設11件 法面崩落・農道破損
平成27年10月 (2015年)	暴風	三笠、中和、北原、三和、西和	被害状況（電柱7本・樹木42本・看板） 営農施設被害28件 ハウス・納屋
平成28年 8月 (2016年)	台風・大雨	三笠、北原、菊野、西和、福原	17日 台風7号 農業被害（農作物）田11.26ha 畑65.53ha 20日 大雨 農業被害（農作物）田17.24ha 畑80.36ha 22日 台風9号 農業被害（農作物）田2.0ha 畑36.11ha 被害状況 道路41箇所 河川3箇所
平成30年 7月 (2018年)	大雨	三笠、松岡、日ノ出、北原、三和、菊野	農業用施設18件 法面崩落・農道破損・排水埋塞 河川被害 5件 護岸崩落 町道被害 27件 路面浸食・冠水・法面崩落
平成30年 9月 (2018年)	停電	（北海道胆振東部地震） 全町	6日 3時30分～7日 1時54分まで （東和地域は7日 22時25分まで）
令和元年 8月 (2019年)	大雨	三笠、松岡、西和	農業被害（農作物） 畑157.41ha 農業用施設14件 法面崩落・農道破損・排水埋塞 道路被害 17件 路面冠水 河川被害4件

《主要な施策》

- (1) 防災体制の強化
- (2) 防災機能の充実・整備

《施策の内容》

(1) 防災体制の強化

① 防災組織の強化

自主防災組織の強化と国や道などの各防災機関と連携した広域での災害対応の強化に努めます。

② 防災意識の普及・啓発

想定最大規模（1000年に1回程度）の降雨による洪水ハザードマップの配布と、防災計画を見直し避難行動要支援者を考慮した避難等の体制づくりに努めます。

(2) 防災機能の充実・整備

① 機材の整備

防災行政無線及び防災資機材等の整備を図り、感染症やプライバシー等を考慮した避難所開設に努めます。

② 河川管理・整備

道管理河川の適正管理や整備促進の要望を行うとともに、大雨による災害に備え町管理河川等の整備に努めます。



支障木を整理した河川

3 生活安全

《現況と課題》

交通事故や犯罪のないまちづくりをめざし、交通安全・防犯意識の普及啓発や交通安全施設の整備、関係団体機関が実施する交通安全運動など、町民と一体となって取り組んでいます。

交通安全運動は、交通安全協会が中心となり町や警察、学校など関係団体と連携をとりながら、全国・全道の交通安全運動と連動した年9回の交通安全週間を展開してきていますが、全国的に高齢者の事故割合が高いことから、今後も継続した活動が必要となっています。

また、近年、犯罪そのものが多様化しているため、安全で安心して生活ができる社会の形成が一層求められていることから、防犯協会や関係団体との連携を密にし、防犯体制を強化するとともに、非行防止を含む地域ぐるみの活動を進める必要があります。



ドライバーへ交通安全の呼びかけ

交通事故の発生状況

単位：件、人

	発生状況	傷者数	死者数	道路別			運転免許保有者数
				国道	道道	町道	
平成22年（2010年度）	6	7					2,375
平成23年（2011年度）	9	10	2	1	1		2,330
平成24年（2012年度）	5	10					2,312
平成25年（2013年度）	7	10					2,294
平成26年（2014年度）	7	8					2,299
平成27年（2015年度）	5	5	1		1		2,281
平成28年（2016年度）	4	4	1			1	2,228
平成29年（2017年度）	4	5					2,229
平成30年（2018年度）	7	14					2,174
令和元年（2019年度）	2	4					2,121
令和2年（2020年度）	3	3	2	1	1		

（12月31日現在 運転免許保有者数については4月公表）

《主要な施策》

- (1) 交通安全運動の強化
- (2) 防犯体制の強化
- (3) 生活安全向上への連携強化

《施策の内容》

(1) 交通安全運動の強化

交通安全協会、高齢者交通安全クラブ、交通安全少年隊など交通安全運動を推進している各種団体の活動を支援するとともに、交通安全看板の設置や、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーには、事故軽減装置付車両の推奨や運転免許自主返納などの取り組みを行います。

(2) 防犯体制の強化

町内の犯罪を未然に防止するため、防犯協会をはじめとする関係機関団体が連携し、家庭や地域、職場と連携した防犯体制の強化を図るとともに、地域の実情に応じた防犯灯の設置を行います。

(3) 生活安全向上への連携強化

生活安全推進会議での情報交換や土別地区広域消費生活センターの情報を基に、関係団体による交通事故・防犯対策により、町民が安心して生活を送ることができるよう安全な地域社会をめざし、関係機関団体の連携強化に努めます。



交通安全旗波運動

【分野 2】

産業振興

《第 1 節》産業振興計画

- 1 農業
- 2 林業
- 3 商工業
- 4 観光

第3部 基本計画

第1節

産業振興計画

1 農業

《現況と課題》

新しい「食料・農業・農村基本計画」が令和2年（2020年）3月に策定され、「産業政策」と「地域政策」を両輪として推進し、将来にわたった食料の安定供給と、自給率の向上、食料安全保障の確立を基本的な方針としています。

平成30年（2018年）12月には環太平洋経済連携協定（TPP11）、平成31年（2019年）2月には日EU経済連携協定（EPA）が発効、さらに令和2年（2020年）1月には日米貿易協定が発効され、国外より大量の農畜産物が輸入されることが予想されます。

国内の農業情勢としては、経営所得安定対策での国による生産数量目標の配分が廃止され、米の需要者に対する安定供給と価格安定を図るため、産地の作付意向や主食用米の需給見とおしなどを踏まえた生産目安数量による生産体制の確立が求められてきました。

そのようななか、農業所得の維持・拡大を図るためには、さらなるコストの低減や生産管理の徹底による生産性の向上を図り、個性ある産地づくりを進め、需要に応じた高品質な農産物の生産を行わなければなりません。

農地の流動化については、農業政策の転換等による先行き不透明感、農業者の高齢化や担い手不足を背景に、今後、経営規模の縮小を図る農業者や離農する農業者が増加すると考えられ、その農地のなかには、引き受け手のない農地が増加することが懸念されます。

労働力の確保については、規模拡大や高収益農産物の導入による農業経営の複合化や農業従事者の高齢化により労働力が不足しており、人材派遣会社を活用する動きも出てきています。

また、平成26年（2014年）には、農業農村における多面的機能の発揮を促進するため多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金などの対策が図られ、さらには、消費者の安全安心に対する関心が高まるなかで、GAP認証※や有機JAS認証※による農産物が供給されるようになりました。

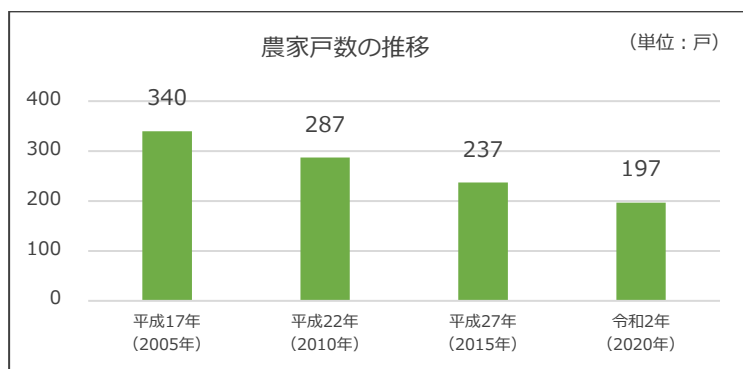
健康、環境といった観点からも、地域社会に根ざした農業生産・消費を推進していくことが求められており、消費者の食卓を意識した生産体制への転換、新しい生活観や価値観に呼応し、地域特性を発揮した、魅力と活力ある農業・農村の実現を図る施策が必要です。



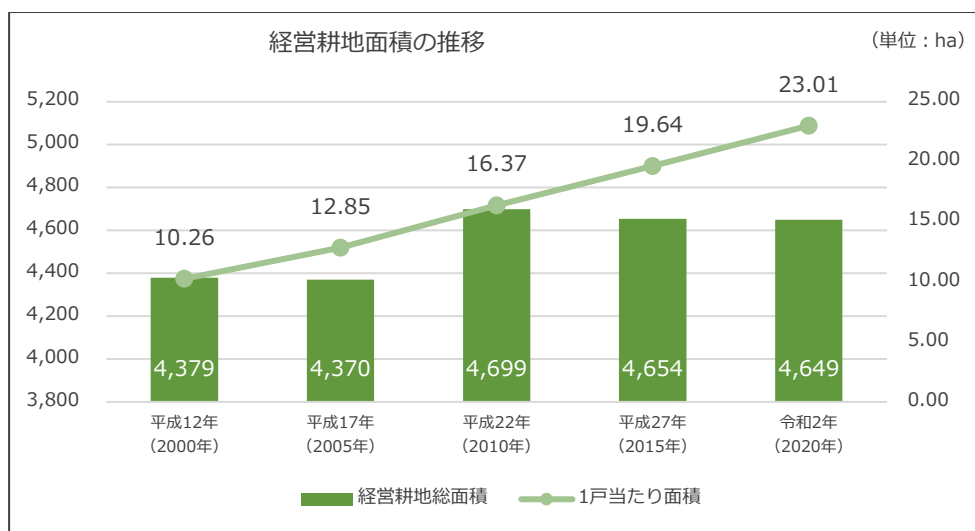
※GAP認証：取引先や消費者が直接確認できない生産工程における安全管理、持続加成性の取り組み等を第三者による審査により認証を受けることで証明される仕組み。

※有機JAS認証：農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品として第三者による審査により認証を受けることで証明される仕組み。

第3部 基本計画



資料：第5次 和寒町農業・農村振興計画より



資料：第5次 和寒町農業・農村振興計画より

《主要な施策》

- (1) 収益性の高い地域農業の展開
- (2) 多様でゆとりある農業経営の促進
- (3) 農業の担い手の育成、確保
- (4) 環境と調和した農業の促進
- (5) 豊かさと活力ある農村の構築
- (6) 食の安全安心の確保



《施策の内容》

(1) 収益性の高い地域農業の展開

① 農業所得の確保

土づくりや輪作体系の確立、省力化機械等の計画的な導入を図りながら、高収益性作物の導入や農産加工による付加価値の向上など農家全体の所得の確保をめざします。



② 生産基盤の計画的整備

国営、道営、団体営などの公共事業により農業生産の基盤である土地基盤の整備を推進するとともに、近年多発する集中豪雨に備え、不良排水路の整備改修を進めます。また、整備された土地改良施設のもつ多面的機能を維持するため、地域住民が一体となった保全の取り組みを支援し、土地改良区や農協など関係機関と連携して維持管理に努めます。

③ 農畜産物の販路拡大

輸入農産物の増加や産地間競争が激化する中で、安全安心な「売れる米づくり」を基本にカントリーエレベーターを利用した生産の効率化、品質の均一化、ロットの確保を行うとともに、平成30年（2018年）6月の食品衛生法改正に伴う衛生管理に取り組み、市場での信頼や販売先と確実に結びつけた生産を推進します。また、産地から消費者までの効率的かつ低コストの流通体制づくりの検討、地場農産物のブランドづくりや農畜産物の付加価値向上を進めます。

④ 鳥獣による農業被害の防止

年々エゾシカ、クマ、カラスなど有害鳥獣による農業被害が拡大し、農業者の営農意欲の低下や農業所得への影響が懸念されることから、侵入防止柵の設置に対する支援、ハンターの育成確保、エゾシカ捕獲等に対する支援等を行い、個体数の増加を防ぐ取り組みを推進します。また、本町においても特定外来生物のアライグマの被害が発生していることから、各地区環境保全会と連携しながら防除従事者講習会の開催により、箱ワナ設置技術の向上や知識の習得を図り、農作物の被害の防止に努めます。

⑤ 新たな技術開発の推進

農業改良普及センターや農業活性化センターなど関係機関との連携を強化し、試験展示圃を利用した品種系統選定試験、普及指導体制の充実、積雪寒冷な地域の実情にあわせた農業技術の開発と普及を推進します。また、土壌診断結果の高度化によるデータの蓄積によって、生産者が求める効果的な土壌情報の提供を図ります。

また、農村地域における光回線整備やICTなど、スマート農業を活用した新たな取り組みを推進します。

(2) 多様でゆとりある農業経営の促進

①農地の利用集積

農地の遊休地化を防止し、認定農業者等への利用集積を図ることが一層求められ、農用地幹旋の主体である改善組合の役割が増加すると考えられることから、幹旋を行う体制の強化により円滑な農地の流動化を推進します。

②労働力の確保

機械の共同利用などの効率化、農作業の受委託を効果的に行うコントラクター組織など労働組織の充実やそれらを活用できる環境整備を行うとともに、経営管理能力の向上や組織力を活かした経営規模の拡大、人材の確保、福利厚生面の充実へつながる農業経営の法人化を進めます。

また、外国人労働者の活用や労働マッチングによる農業の新しい働き方などについて関係機関と連携し研究を進めます。

③金融対策の支援

農業経営の体質強化に向け、認定農業者などの中核的農業者や農業者団体などの自主的な取り組みに対し、制度資金による低金利、無担保、無保証人、クイック融資等有利な資金の借入が円滑に行われるよう関係機関と連携し支援するとともに、災害等の農業被害に対する町独自の利子補給による支援を進めます。

(3) 農業の担い手の育成、確保

①多様な担い手の育成、確保

農家戸数の減少と高齢化が進行している本町の農業と地域の活力を維持するためには、認定農業者制度の適切な運営、農業活性化センターの農業研修生としての受け入れ、新規就農者への支援、農村生活体験事業の継続、地域おこし協力隊、集落支援員制度の活用など、多様な人材の育成確保に努めるとともに、就農にいたるまでの研修体制の構築、資金調達や担い手の技術、経営能力の向上等の取り組みを支援します。

②女性が活躍できる環境づくり

女性が経営や地域の担い手としてより活躍することができるよう労働環境の整備を推進するとともに、農産加工や販売、6次産業化など女性の起業活動グループの支援と、農村景観づくりグループなどの育成を推進します。



③高齢農業者の指導力の発揮

高齢農業者がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を活かしながら、農業技術や経営能力を指導できる仕組みづくりを行います。

(4) 環境と調和した農業の促進

①環境問題への対応

施肥基準や土壌診断に基づく堆肥等有機物の施用などによる土づくりや、農業者や関係機関が実施する環境保全に向けた取り組みを推進し、自然エネルギーの新たな利用、家畜排泄物の適正な処理、廃プラスチックの排出削減や再資源化などを支援します。

②有機物の循環利用の促進

廃棄系バイオマスである家畜排泄物や稲わら、籾殻、麦稈などの作物残渣、食品残渣などの有効利用による地力増進を図り、耕種農家と畜産農家との連携など資源循環型農業を展開し、自然環境の保全に努めます。

(5) 豊かさと活力ある農村の構築

①農村の環境整備と過疎化への対応

農業・農村の多面的機能を維持・継続するため、地域資源を活かした農村ならではの魅力を引き出すとともに、幅広い地域住民の参画と連携により、潤い、安らぎ、ゆとりなど心の豊かさが感じられる住民活動を支援します。

②魅力ある農村の構築

豊かな自然や景観、歴史や文化等の地域資源を活用した魅力ある農村を構築するため、関係機関と協力し、食と観光の連携によるフードツーリズムの推進を支援します。

また、本町の主要生産物である、カボチャや越冬キャベツなどのおいしさを通じ、産地である和寒町と消費者をつなげていくよう、観光資源や農村景観の保全を進めます。



(6) 食の安全安心の確保

①農産物の安全確保の推進

消費者の安全安心への期待に応え、生産者の安全も守るため、関係機関と連携し、農業生産における農産物の安全性や品質の確保、環境負荷の低減を目的に適切な生産方式、農作業ごとの生産管理を実践する取り組みである、農業生産工程管理手法（GAP）の普及推進、危険要因分析管理手法（HACCP）の普及推進、有機JAS認証の普及推進、残留農薬等に関するポジティブリスト制度※の徹底、トレーサビリティシステム※の導入など、適切な管理と実践を推進します。

②地産地消の推進

食の安全安心への関心が高まるなか、学校給食への地場農産物の使用、地元小学校等の児童・生徒や地域住民を対象とした農作業体験などの交流を深めながら、地産地消を推進します。

③食育の推進

食の楽しさや食べものの大切さなど「食」について学ぶ機会を提供し、食や農業・農村に対する関心や理解の促進のための啓発活動を推進します。また、本町の食育推進計画と連動しながら農業分野での食育の推進を図ります。

※ポジティブリスト制度：基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。

※トレーサビリティシステム：ある物品の生産、流通の履歴を双方向に追跡（トレース）することができる仕組み。



2 林業

《現況と課題》

本町の森林資源量は、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎え、年々充実しつつありますが、健全な森林として維持するためには植栽、保育、間伐などの施業を適切に行っていく必要があります。

林業生産活動を継続し森林の適切な整備を行っていくためには、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えないカーボンニュートラル※としての特性を有す資源であることから、森林の保育過程で発生する間伐材や林地残材等を最大限に利用する施策が重要です。

これまで、国や道の事業や町単独事業などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、所有者不在などで整備が行き届かない森林の増加が懸念されることから、平成30年（2018年）6月に設立した上川森林認証協議会に参加したところであり、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用した施策や、令和元年（2019年）9月に認定されたSGEC森林認証基準※に基づいた計画的な森林施業を推進するなど、国土や自然環境の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多様な機能を通じて、人々の生活及び経済の安定を図る適正な整備・保全が求められています。

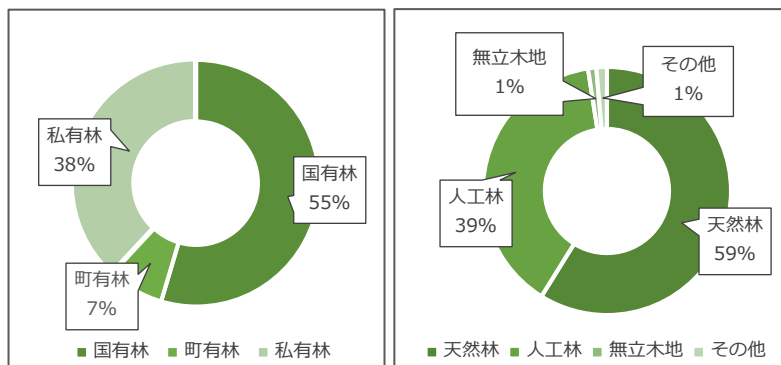


町民植樹祭

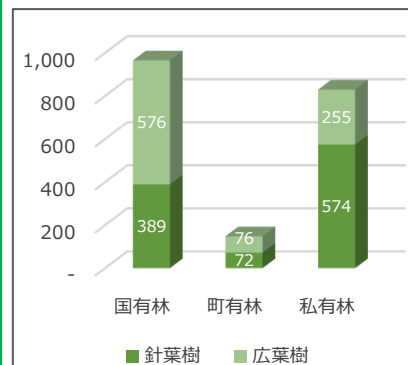
※カーボンニュートラル：植物や植物を原料とするものを燃やして出る二酸化炭素は、植物が成長過程に吸収した二酸化炭素と同量で、温室効果ガスを増やしておらず環境破壊につながっていないという考え。

※SGEC森林認証基準：認証については、世界的基準の「FEFC」、「PEFC」、日本の実情に応じた日本独自の認証制度「SGEC」の認証プログラムであり、今回認定された認証は、「SGEC」となります。

森林面積の割合



森林蓄積量の現況



《主要な施策》

- (1) 間伐、保育その他森林整備の促進
- (2) 森林施業の共同化の促進
- (3) 林業従事者の養成、確保
- (4) 林業等作業路網の整備
- (5) 林産物の利用促進

《施策の内容》

(1) 間伐、保育その他森林整備の促進

① 木材生産と調和した多機能発揮のための計画的整備

木材生産機能や保健休養機能などの多様な機能を発揮するための森づくりを推進し、林業経営の近代化と林業管理者の安定化、環境整備と併せて水源かん養機能の拡充、山地災害の防止・復旧、保安林整備など総合的な森林整備を計画的に進めます。

② 森林所有者の整備促進啓発

整備の促進にあたっては、まとまりのある施業規模を確保し、効率化、コスト低減を図ります。そのため、所有者への整備意欲の啓発とともに、町外在住所有者に対し、働きかけを行うほか、森林環境譲与税を活用した間伐などを実施し、適正な施業の確保を進めます。



私有林伐採作業

(2) 森林施業の共同化の促進

① 森林施業のための組織づくり

少ない面積の所有者であっても集団的な施業や団地化による計画的な整備の実施に向けて、森林組合等への長期的経営を委託するなど、定期的かつ総合的な組織づくりを促進します。

② 施業効率化に向けた団地化推進

民有林の約84%を占める私有林のうち令和2年（2020年）現在、約48%が人工林で、伐期を迎える森林も多くなっています。除間伐などの保育を行いながら、伐採、植栽、下刈、除間伐といった循環型施業と合理的森林経営を進めるため、団地共同森林施業計画を樹立して進めます。

③ 森林組合との連携

民有林の循環型施業や総合的な整備を促進するため、所有者の計画的な施業について森林組合等と連携して進めます。

(3) 林業従事者の養成、確保

林業活性化を促進するため、担い手育成に向けた町民植樹祭を開催します。また、上川北部森林管理署や上川北部森林室、北海道立北の森づくり専門学院などの関係機関と連携しながら、各種研修会等に積極的に参加するなど、林業従事者の育成と技術の向上を図り、生活環境と密着した林業経営を推進します。

(4) 林業等作業路網の整備

① 幹線林道の適正維持管理

森林整備に必要な基本方針として、幹線林道の整備が重要であることから、今後予想される各種林業機械の移動、集約的な作業を推進するため、幹線林道の補修等に努めます。

② 林内路網の整備

安定した林業経営を実現するためには、森林資源を低コスト・高効率で実施する路網整備が重要であり、森林組合等の林業事業体と連携しながら各種作業内容に対応する林内路網の計画的な整備を進めます。併せて林内路網と幹線林道を活用し、間伐材等未利用資源の有効利用に向けた搬出体制を推進します。

(5) 林産物の利用促進

森林の循環型施業を推進し、下刈や間伐などの保育施業の促進徹底を図り、木材成長量の増加と二酸化炭素吸収減対策を進めます。

また、低質材や間伐材をはじめ枝などの林地残材の有効利活用に向け、木質バイオマス燃料の製造と地材地消による環境整備を推進します。



木質バイオマス燃料

第3部 基本計画

3 商工業

《現況と課題》

本町の商業は、町外大型店への消費流出や地元購買力の減退など、非常に厳しい状況におかれており、さらには担い手不足と高齢化が進み、中心市街地の空き地や空き店舗が増加してきている状況です。

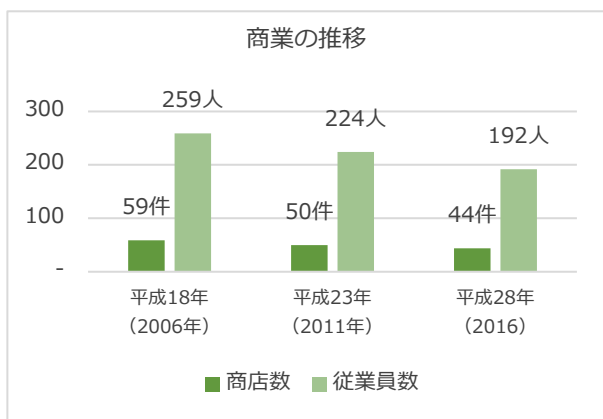
整備された中心市街地の特性を生かしたソフト事業の展開や空き地や空き店舗の利活用を積極的に図るなど、今後の地域のまちづくりと連動させ、新たな時代に対応した商業振興を図り、安定した事業経営の確立と町民の利便性の向上をめざす必要があります。

商工業における統計調査結果では事業所および従業員数は減少傾向にあり、商工業の振興は地域経済の自立や発展の重要な要因であるため、事業所の育成と支援に努めるほか、立地の優位性や地域資源を生かした起業化や企業誘致の促進を図る必要があります。

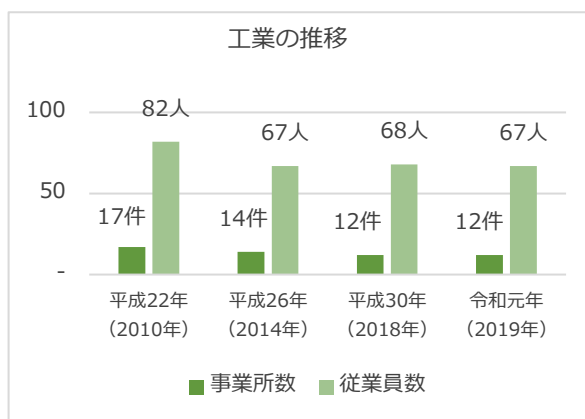
また、高齢者などの買い物での利便性の向上については、商工会による地域に出向いての販売などが行われており、今後もその動向を注視していく必要があります。



大通りの街並み



資料：経済センサスより



資料：工業統計調査より

《主要な施策》

- (1) 時代に応じた魅力ある市街地づくり
- (2) 地域に根ざした工業生産
- (3) 経営基盤の強化
- (4) 後継者育成と人材の確保
- (5) 起業化と企業誘致活動の推進
- (6) 消費者と協働による消費生活運動の展開

《施策の内容》

(1) 時代に応じた魅力ある市街地づくり

市街地の活性化のため、商工会と連携しながら、地域資源、地域特性を生かした地場特産品の開発支援等の実施により、魅力ある市街地づくりを行い、ホームページを活用した情報発信による新規創業等の促進を図ります。

(2) 地域に根ざした工業生産

既存企業の高度化、新規事業の立ち上げに伴う工場等の増設や新設、開業の助成や支援を行うとともに、地域の資源・特性を生かした地場産業の振興を推進します。

(3) 経営基盤の強化

①金融対策の支援

町の融資制度及び国や道の融資制度の有効利用を促進し、商工業の経営基盤の強化と経営力の向上を図ります。

②商工業団体の支援

商工会を中心として、各種団体の活動体制の充実・強化を図り、商工業の活性化支援を進めます。

③福利厚生の充実

労働力確保や労働環境の向上のため、町の補助事業の有効利用を促進し、福利厚生充実の支援を図ります。

(4) 後継者育成と人材の確保

商工業後継者の確保や定着を図るため新規就業対策を促進します。また、国等の補助事業を活用した雇用創出を図り、雇用の場の確保に努めます。

(5) 起業化と企業誘致活動の推進

和寒町の美しい自然環境や景観に配慮し、立地の優位性や地域の特性、地域資源を生かした起業化と企業誘致の推進を図ります。

(6) 消費者と協働による消費生活運動の展開

①地元産品の地元消費

町の経済活性化の基礎となるよう観光や農業など他の業種と連携しながら地産地消の推進と地場産業の開発を支援します。

②消費生活運動の展開

士別地区消費生活行政広域化事業を基本として、消費環境の改善や悪徳商法の未然防止に向けたセミナーを開催するなど、消費生活相談体制を整えます。

4 観光

《現況と課題》

塩狩峠は三浦綾子氏の小説「塩狩峠」により全国的な知名度があり、同氏の旧宅を復元した塩狩峠記念館は多くの来館者で賑わっています。また、長年にわたり町民や鉄道関係者などの協力で植えられた「一目千本桜」が春に多くの人を楽しませています。

南丘森林公園、三笠山自然公園などにおいても、観光地として町内外からの家族連れなど、多くの方に利用されてきており、また、「どんとこい！わっさむ夏まつり」など、個性に満ちたイベントの開催により多くの来町者を迎えています。

その他、旧塩狩温泉跡地や夫婦岩についても魅力ある観光資源となるよう整備を進めてきています。

「カボチャ」「越冬キャベツ」「ペポカボチャ」などの食資源をとおした観光PRについては、平成30年度（2018年度）にオープンした「食と観光情報案内所」による特産品の販売や情報発信の実施、令和元年度（2019年度）に設立した「フードツーリズム推進協議会」による活動を通じて、和寒町の食と観光の連携による取り組みを進めています。

今後においても、観光資源及び食資源を連携させた観光ルートの確立や利用ニーズに合わせた環境整備を進め、四季を問わず交流人口の拡大を図っていく必要があります。



塩狩峠記念館

《主要な施策》

- (1) 観光施設の整備と観光ルートの活用
- (2) 地域の特性を生かした研究
- (3) 個性を活かしたイベントの育成

《施策の内容》

(1) 観光施設の整備と観光ルートの活用

①三笠山自然公園

指定管理者との連携による適切な管理運営と利用者に親しまれる整備を推進します。

②南丘森林公園

自然環境と調和したくつろげる公園として利用者が過ごしやすい適切な管理運営に努めます。

③塩狩峠周辺整備

塩狩峠記念館や一目千本桜、温泉跡地などの一帯的な調和を図りながら、憩いの場として整備するとともに、子どもや高齢者が夫婦岩に訪れることができるよう関係機関と連携して景観整備を進めます。

④観光ルートの活用

食と観光情報案内所を活用しながら情報発信を行い、来訪者へ有意な情報提供や観光資源を連携させた観光ルートの活用による魅力度の向上に努めます。

(2) 地域の特性を生かした研究

①体験型観光の研究

観光施設での野外活動を進めるとともに、フードツーリズム推進協議会をとおして地域資源や食資源を活用した体験型観光の取り組みを進めます。

②滞在型観光の研究

フードツーリズム推進協議会や1市3町着地型観光推進協議会と連携を図りながら旅行関係者に食と観光の魅力についてPRを行うなど、滞在型観光の取り組みを進めます。

(3) 個性を活かしたイベントの育成

①イベント・地場製品の広報活動

個性に満ちた各種イベントや催しを支援するとともに、自然の恵みの中で生み出された地場製品のPRを推進します。

②観光組織との連携

観光協会との連携を図り、交流人口の拡大に努めます。



夫婦岩



「ふれあいのもり」で開催のイベント

【分野3】

社会福祉

《第1節》社会福祉計画

- 1 児童福祉
- 2 高齢者福祉
- 3 心身障がい者（児）福祉
- 4 地域福祉活動
- 5 社会保障

第3部 基本計画

第1節 社会福祉計画

1 児童福祉

《現況と課題》

本町の出生数は、平成22年度（2010年度）の26人から10年後の令和元年度（2019年度）は10人と、人口減少とともに少子化に歯止めがかかっておらず、その要因には女性の社会進出、子育てに対する心理的、肉体的負担、経済的負担など様々なことが考えられます。

保護者へのアンケート調査では、就学前の保護者も小学生の保護者も子育てしやすい環境と感じている人が多い反面、子連れで楽しめる場や医療サポートの充実、子育てや教育に対しての身体的経済的負担に対する支援などを求めていることが明らかとなりました。

子育て支援センター「こども館」では、育児相談などを行う子育てサロンや、小学生の放課後の居場所対策として放課後児童クラブを運営し、安心して子育てできる環境を整えています。

国は、令和元年（2019年）10月から幼児教育保育無償化を実施しましたが、本町においては無償化の対象を広げるとともに副食費の助成も行い、保護者の経済的負担をできる限り軽減する施策を行ってきました。

少子化傾向であっても、家庭環境は様々であり、それぞれの保護者の子育てに対する不安が解消されることはありません。児童の健全な発達と家庭への支援は「和寒町子ども子育て支援事業計画」の基本理念に沿いながら、教育委員会など関係機関と連携し継続していく必要があります。



和寒町保育所

《主要な施策》

（1）子育て支援の充実

《施策の内容》

(1)子育て支援の充実

①子育て支援の充実

様々な家庭環境の中、保育を必要とする児童の健全育成を図るため、和寒町保育所以外の施設利用も可能とし、また、副食費の助成や国の幼児教育保育無償化の非対象児童のいる世帯の利用者負担軽減を行います。

子育て支援センター「こども館」においては、就学児童対象の放課後児童クラブの活動を推進するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援が行えるよう保健福祉センター母子保健事業と連携した「子育て世代包括支援センター」として機能していきます。

ひとり親家庭の児童の心身の健やかな成長に寄与するための支援を行うとともに、乳幼児期からの育ちと子育てを応援し、必要なサポートを繋げていくため、学校や教育委員会と連携協力して、和寒版子育てファイル「すとーりー」を活用します。

②乳幼児期の健診、医療費の助成

生後間もない乳児の段階から最適な成長発達を促すことができるよう各種健診事業の充実を図るとともに、中学生のいる世帯までの経済的負担軽減を図るため医療費の助成を行います。

③発達支援事業

発達段階で専門的な支援が必要な乳幼児や児童の、専門機関での相談や療育指導を受けるための支援と通園に係る交通費の助成を行います。



2 高齢者福祉

《現況と課題》

和寒町の高齢化率は、出生者の減少や若年層を中心とした人口の流出などにより、平成 22 年度（2010 年度）末の 39.0%から令和元年度（2019 年度）末には 44.7%と急速に進行し、全国、全道平均を大幅に上回る状況にあります。

今後は、住み慣れた地域で生き生きとした暮らしが送られるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を念頭におき、介護保険事業や高齢者福祉施策を総合的かつ体系的に推進するとともに、地域で支えあう地域社会づくりをめざしていく必要があります。



《主要な施策》

- (1) 元気を保つ介護予防・健康づくり
- (2) 地域で支えあう福祉の実現
- (3) 認知症高齢者支援の充実
- (4) 生きがいくつりと社会参加の促進
- (5) 安心して暮らせられる生活環境の整備
- (6) 介護保険事業の円滑な運営

《施策の内容》

(1) 元気を保つ介護予防・健康づくり

① 介護予防事業の普及啓発

高齢者が要介護状態になることを予防するため、介護予防が必要な高齢者を早期に把握し、自立支援、重度化防止に必要な支援につなげていきます。

地域内でのサロンなど、自主組織による介護予防活動の支援を図ります。

② 健康づくりの推進

高齢者自身が健康の保持、増進に努められるよう、「健康わっさむ 21」などに基づき、食事、運動、喫煙、歯・口腔などの生活習慣の改善によって健康寿命を伸ばすとともに、ライフステージに応じた健康づくり、高齢期の様々な喪失から来る不安を解消するための心の健康づくりに取り組みます。

(2) 地域で支えあう福祉の実現

① 在宅福祉サービスの充実

在宅生活を継続していくため、社会福祉協議会や民生委員などと協力しながら高齢者の状況に応じた各種福祉サービスの充実を図ります。

医療と介護の連携を推進し、切れ目のない支援体制の構築を図ります。

② 地域社会づくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者の自立を支援する地域包括支援センターやサービス提供事業者、社会福祉協議会、医療機関、ボランティア団体、自治会、企業などの連携による地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

(3) 認知症高齢者支援の充実

地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実、在宅生活及び介護や高齢者の見守りなど家族介護者の負担軽減を図ります。権利擁護の推進に向けた成年後見制度の周知及び成年後見人の育成などにより、認知症高齢者の支援を進めます。

(4) 生きがいづくりと社会参加の促進

多くの高齢者が社会との関わりを持ち続けながら、趣味や特技を生かし、楽しく充実した生活を送ることができるよう、自主活動や多様な活動への参加、おでかけハイヤー事業の利用を促進します。

(5) 安心して暮らせる生活環境の整備

①生活環境の整備

高齢者をはじめとする身体の不自由な人が安心して生活することができるよう、関係機関と連携し、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化された公営住宅のほか、自立した日常生活確保と住み慣れた住居で継続的に暮らしていける住宅改修を支援します。また、高齢者を含む要配慮者の安全を確保するため、災害発生時における支援対策と自治会をはじめとした関係団体などと情報共有の仕組みを構築します。

②高齢者福祉施設の再整備

老朽化が進む特別養護老人ホーム芳生苑及びデイサービスセンター健楽苑について、関係機関と協議しながら、今後の方針を検討し、整備及び円滑な移行を進めます。

自宅と特養の中間的な住まいについては、特養整備と併せ総合的に検討します。

(6) 介護保険事業の円滑な運営

介護サービスを安定的に提供できるよう、介護人材の確保や定着に向けた支援を継続していきます。



介護予防講演会

3 心身障がい者（児）福祉

《現況と課題》

障がいの要因はさまざまですが、障がいの軽減や重度化を防ぐための早期発見・早期治療に向けた取り組みや関係機関と連携した相談体制の充実をはじめ、障がいのある人のライフステージに応じた福祉サービスの提供を推進する必要があります。

また、障がいのある人が充実した生活を送られるよう、社会参加の促進や個々の特性に応じた就労機会の支援に努めるとともに、ノーマライゼーション※理念の浸透を図り、障がいのある人が、地域で豊かに安心して暮らせる取り組みを推進します。

※ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会の在り方であるとする考え方。



多目的トイレを整備の公共施設

《主要な施策》

- (1) 生活支援の充実
- (2) 保健医療体制の充実
- (3) 療育・教育の充実
- (4) 働く場の確保
- (5) 生きがいづくりの推進
- (6) 権利擁護と理解の促進
- (7) バリアフリー社会の実現のために

《施策の内容》

(1) 生活支援の充実

少子高齢化の家族構成の変化や様々な社会的要因により障がいのある人の多様化している相談内容に対応するため、社会福祉士などの専門職の配置や課題に対応できる人材の育成に努め、上川地域障がい者総合支援センター～ねっと～や士別地域基幹相談支援センターと連携し相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障がい福祉サービスをはじめ地域生活支援事業などの質の向上や、サービスに関する情報提供とコミュニケーション支援の充実を図ります。

(2) 保健医療体制の充実

障がいは早期発見、早期治療により軽減し機能回復を図ることが重要であるため、各種健診、母子保健事業、乳幼児発達相談などの事業を実施し健康管理に努めるとともに、医療やリハビリテーション、在宅ケアなど、一貫したサービスが提供できるよう関係機関と連携を図ります。

(3) 療育・教育の充実

障がいのあるお子さんやその保護者にとって、障がいをできるだけ早期に発見し、必要な治療や支援を受けることは、その後の成長において重要であるため、障がいのあるお子さんとその保護者が地域で健やかに成長できるよう、保健・医療・福祉・教育分野の関係機関と連携し、成長段階や障がいの種別や程度などに応じた情報提供と相談、療育のための体制づくりに努めます。

(4) 働く場の確保

ハローワークをはじめ就労関係機関との連携を図り、障がい者総合支援法に基づく就労のきっかけづくりや職場の定着、適切な相談に努めます。さらに、一般就労が困難な障がいのある人へは、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」や「就労移行支援」を推進します。

(5) 生きがいづくりの推進

障がいのある人が特性に応じ自分らしく生活するため、地域で行われる様々な行事や住民活動や文化スポーツ活動に参加しやすいよう、関係機関と連携してその機会を提供します。

(6) 権利擁護と理解の促進

障がいのある人への差別や虐待のない社会を実現するため、人権問題に対する情報提供や啓発活動に取り組み、町民の人権意識の高揚を図ることが大切であるため、認知症を抱える高齢者や親亡き後の障がいのある人の生活支援や権利を擁護し、成年後見の申立の支援、市民後見人の養成などを行い、成年後見制度の推進を図ります。

(7) バリアフリー社会の実現のために

住宅やまちづくりにおけるバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が快適に生活できる環境を整備します。また障がいの程度に関わらず情報収集の格差を解消する取り組みを進めます。

4 地域福祉活動

《現況と課題》

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進む中、地域のつながりや家族親族のつながりなどが薄れ、社会的孤立や生活困窮、8050 問題※、ダブルケア※など様々な地域生活課題が顕在化してきました。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるようにしていくため、行政はもとより社会福祉協議会や自治会など地域の団体が、高齢者や障がいのある人、児童などの制度や分野ごとの「縦割り」「支え手」「受け手」という関係をを超えて相互に協力し、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

※8050 問題：「80 代」の親が「50 代」の子と同居して経済的支援する状態をなぞらえた中高年ひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。定職に就かない子どもに収入がないため、親の年金が一家の主たる収入源になり、いつしか家庭が崩壊の危機に陥るケースを言う。

※ダブルケア：晩婚化、出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化の問題が顕在化し、子育てと介護（ダブルのケア）が同時に直面する人のことを言う。



《主要な施策》

- (1) 社会福祉協議会への活動支援と連携
- (2) 地域福祉を支える地域・団体への支援
- (3) 地域福祉を進める包括的支援体制の整備

《施策の内容》

(1) 社会福祉協議会への活動支援と連携

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、事業やサービスを行います。

様々な地域生活課題を解決し、地域のつながりを強めていくため、具体的な事業活動を通じて、地域福祉への住民参加の促進をはじめ、福祉活動団体の先導役、さらには、住民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが求められています。

地域福祉の中核を担う体制づくりに積極的な支援と連携を強化します。

(2) 地域福祉を支える地域・団体への支援

一人ひとりが地域社会の構成員の一人であることを自覚することが大切であり、自分が暮らす地域へ関心を持ち、地域で起こっている問題や課題について、いずれは自分にも関わる問題として捉え、日常的なつながりを大事にしながら地域の行事や福祉活動に積極的に参加することが求められていることから、社会福祉協議会と連携して、自治会や福祉活動に携わる団体、個人の主体的活動の支援と、ネットワークの構築によって活動基盤の強化が図られるよう支援します。

(3) 地域福祉を進める包括的支援体制の整備

高齢分野の地域包括ケアシステム、障がい分野の地域生活支援拠点、子育て分野の地域子育て支援拠点を有機的に連携させながら、さらに生活困窮者の支援など必要とされる支援体制の整備に努めます。

5 社会保障

《現況と課題》

社会保障制度は、病気やけが、老齢や障がいなどにより、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できなくなる場合に、安定した生活が送れるよう相互に連帯して支え合う制度です。私たちの生活を守るセーフティネットの機能を持っており、制度が安定的にかつ継続的に運営されることが必要です。

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い要介護状態の高齢者を社会的に支える仕組みとして、和寒町が保険者として運営していますが、高齢化率、要介護認定率の上昇により、年々介護給付費が増加しています。一方、被保険者数は年々減少しており、3年ごとに行われる介護保険料改定では引き上げを余儀なくされています。

介護予防事業に加え地域や高齢者同士が助け合う仕組みづくりを推進し、介護給付費の縮減を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。

国民健康保険では、平成30年（2018年）4月から道と共同保険者となり、道が定めた国保運営方針に基づき、財源確保のため保険税率の見直しを行いながら、安定的な国保運営を連携して実施しております。また、適正な資格管理と給付管理に努めていますが、増加する医療費に加え、加入者の高齢化、保険税収入の確保が課題となっています。

後期高齢者医療制度は、運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の周知を図り、被保険者の理解と認識を深めるとともに、適正な運営に努めなければなりません。



《主要な施策》

- (1) 介護保険事業の安定的運営
- (2) 国民健康保険事業の適正な運営
- (3) 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- (4) 国民年金制度の啓発

《施策の内容》

(1) 介護保険事業の安定的運営

介護保険の適正と安定的な運営を図るため、引き続き状態に応じた介護度認定や給付、介護保険料の収納率向上に努めます。

介護従事者の安定的な確保と資質の向上により介護サービス提供体制の維持に努めるとともに、介護予防事業の充実に努めます。

(2) 国民健康保険事業の適正な運営

①医療費適正化の推進

特定健康診査や予防対策を通じ、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化に努めます。

②標準保険税率による税率設定と収納率の向上

国民健康保険広域化に伴い、法定外繰入の解消を進め、適正な保険税率への見直しを行い、収納率の向上を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の円滑な運用

北海道後期高齢者広域連合と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らしていけるよう後期高齢者医療の円滑な運用に努めます。

(4) 国民年金制度の啓発

国民年金制度への一層の理解促進を図り、受給資格の確保のため加入手続き勧奨、相談窓口及び広報誌を活用した啓発に努めます。

